

平成19年6月15日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて  
（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 3 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（以上2件、総務常任委員会委員長報告）
- 4 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて  
（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 5 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
（以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 7 請願第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願  
（福祉文教常任委員会委員長報告）
- 8 請願第2号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める請願  
（総務常任委員会委員長報告）
- 9 意見書案第2号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を求める意見書の提出について

- 10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて  
（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 3 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（以上2件、総務常任委員会委員長報告）
- 4 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて  
（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 5 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
（以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 7 請願第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願  
（福祉文教常任委員会委員長報告）
- 8 請願第2号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を

求める請願

(総務常任委員会委員長報告)

- 9 意見書案第2号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を求める意見書の提出について

追加日程第1 意見書案第3号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める意見書

- 10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 井川芳昭 | 2番  | 清原良典  |
| 3番  | 中島貞次 | 4番  | 上山隆弘  |
| 5番  | 服部千秋 | 6番  | 長谷川原司 |
| 7番  | 井村淳子 | 8番  | 中井政喜  |
| 9番  | 嶋澤達也 | 10番 | 花畑奈知子 |
| 11番 | 熊谷直行 | 12番 | 上田富夫  |
| 13番 | 村田興亞 | 14番 | 桜井公晴  |
| 15番 | 橋本恭子 | 16番 | 北川嘉明  |

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

|    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 山本修三  | 書記 | 木村和義 |
| 書記 | 西田美智子 |    |      |

説明のため出席した者の職氏名

|        |      |        |       |
|--------|------|--------|-------|
| 町長     | 首藤正弘 | 副町長    | 八幡儀則  |
| 教育長    | 圓尾哲一 | 総務部長   | 佐々木正人 |
| 生活福祉部長 | 丸尾満  | 経済建設部長 | 富岡慎一  |
| 教育次長   | 塚原二良 | 財政課長   | 香田大然  |

(開議 午前10時00分)

○議長(北川嘉明) 皆さんおはようございます。

平成19年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長(北川嘉明) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成18年度4月分及び平成19年度4月分例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町税条例の一部

を改正する条例の制定について)

日程第3 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(北川嘉明) 日程第2、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)及び日程第3、議案第33号政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼いたします。

委員会審査報告書を読み上げて報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、承認第1号。付託年月日、平成19年6月8日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年6月12日(火)午前10時から午後9時54分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は可否同数のため委員長採決により承認すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第33号。付託年月日、平成19年6月8日。件

名、政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年6月12日(火)午前10時から午後9時54分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(北川嘉明) 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 上程中の承認案件、専決処分したものにつき承認を求めることについて、太子町税条例の一部改正する条例制定に反対討論を行います。

私は質疑でも、また委員会質疑でもただしてまいりましたように、本条例の改正に当たります専決処分について、何としても反対であります。これは町長の専決権の行使は、議会の権限であります議決権を承認権にかえるばかりではなくて、承認しなくともその効力に影響しないようにする行為であります。

この専決権の行使は、慎重を期すとともに、乱用すべきではないとしまして、せんだっての先の地方自治法の改正では、これらの専決権があちこちで行われていることに対し

て厳密に整理をして改正をされております。それは議会を開くいとまがないということで一般化されておりましたものから、改正後の地方自治法は、町長において「議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」と改正がされて、整理がされてきました。これを尊重すべきであります。今回の町税条例改正につきましては、明らかに専決権の乱用であり、到底認めることはできません。

地方団体の課税権については、質疑でも言いましたが、地方税法にうたわれ、その2条では、地方団体の課税権として「地方団体はその法律の定めるところによって地方税を賦課徴収することができる」、これを根拠にした町税条例であり、また住民に対する課税の位置づけがなされるわけであります。

今時の地方税法の改正は、3年間とはいえ、住宅のバリアフリー化に係る軽減措置等賛成すべきこともあります。質疑でも触れましたように、個人住民税の課税最低限非課税限度額が相次いで引き下げるなど、税制度が改悪等によりまして課税対象者がこの3年間に508万人も増えていると言われております。今回の改正による定率減税の全廃によりまして、4,274億円もの住民負担増になってまいります。本町においても同じであります。逆に、大企業や大資産家には減税措置のさらなる延長であり、そのような税体制には反対であります。

以上の意見を述べて、反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないので、これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

続いて、議案第33号政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第5 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第4、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）から日程第6、議案第35号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 福祉文教常任委員会に付託されました承認第2号、議案第34号、第35号の委員会報告書を読み上げまして報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、承認第2号。付託年月日、平成19年6月8日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年6月11日月曜午前10時から午後5時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により承認すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第34号。付託年月日、平成19年6月8日。件名、太子町障害程度区分認定審査会の委員の

定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年6月11日月曜午前10時から午後5時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第35号。付託年月日、平成19年6月8日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年6月11日月曜午前10時から午後5時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この審査報告によりますと、全員賛成で本案件について承認をすると、こういうことではありますが、実際にこの質疑でも言いましたように、今回の国民健康保険税条例の改正は、限度額を53万円から56万円に引き上げる、そしてそれについて

は、全国的に見ますと限度超が5%を超えるような状況にある、そのために引き上げるんだというようなことを根拠に、地方税法の一部改正で取り上げているわけですが、本町の場合は、本報告でもありますように、限度超が112世帯で、18年ベースですけども、そのパーセンテージは2.1と、こういうふうに説明をしております。これらの経過と、それから今回の法改正、地方税法の改正から見ましても、またひいては応能割合である所得割、資産割の部分が全体として引き上げられ、応益割合とのバランスを崩すことによって、ひいては応益割合の世帯、あるいは被保険者均等割を引き上げようとする根拠にもなってまいります。

しかるにその質疑でも、法律がどうかと、こういうふうにただしていることに対しては、法律に基づくと。こういうようなことで説明をしておるわけですが、このようなことについて、全体として住民の暮らし、福祉、ひいては国民健康保険というのは、ご案内のとおり他の社会保険等に参加しない、またすべての責任を、働く人と雇用主で責任を持つ他の保険とは違って非常に厳しい暮らしの中で保険税を賦課される。こういうことから、今日の世相の中で滞納者もやむを得ず滞納していることも増えていると考えられます。

そういうような中で、このように応益割合の負担を引き上げる根拠となすようなことが行われることについて、全員賛成でということは腑に落ちないわけですけども、質疑の経過についてさらに説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 この質疑の内容につきましてはこの報告書のとおりでありまして、数名の方から質疑が行われております。

なぜ全員賛成したかということにつきましては、私は、個人的には皆さんいろいろの考えがあって判断されて、賛成という表明をされたと思いますので、それ以上のことは私からは申し上げられません。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程をされております承認第2号の専決処分をしたものにつき承認を求める太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

本件の専決処分については、特にここでも触れてきましたように、これは断じて許すことのできない内容であり、容認することはできません。なぜなら国保税は、先ほども質疑で言いましたように、他の社会保険と違いまして、所得に応じた課税ではなく個々の世帯に対して課するもので、所得と資産を根拠とする応能割合と、世帯と人員をもとにした応益割で構成をされております。制度減免である7割、5割、2割減免を実施する限り、応能、応益の割合を半々にすることを制度は求めています。このことから、今時改正によりまして、応能割の割合が高くなるにつけて応益割合との均衡を求めることに道を開くことになってまいります。

審査報告でも明らかなように、地方税法等の改正を受けて、改正していない自治体もあるのはあります。これは当然であります。本町においても、専決までして慌てて限度額を引き上げる必要は全くありません。住民と議会を無視した専決処分とこの改正に反対であります。特に、国保税の課税限度額の地方税法の改正は、限度額超過世帯数が、先にも言いましたように、全世帯の5%を超えないように見直しを行うと、こういうことでありますが、それに対してこの年度は、超過世帯数は厚労省の試算によりますと現行のままだと

5.4%となるということで、今回の引き上げが必要と説明を地方税法ではしているわけがあります。

本町の場合は、先にも言いましたように、18年度ベースで112世帯、2.1%という答弁がありました。全く専決までして引き上げる必要も根拠もないものと考えます。さらに、公的年金等控除の縮小、あるいは老年者控除の廃止で、収入が変わらないのに所得額、いわゆる収入額から各種控除を差し引いたものですが、その上昇した影響が出てまいります。今年度は、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止に伴う激変緩和措置の2年目にも当たりますが、これらの影響も大きく受けるわけでありです。そのために、公的年金等特別控除額が13万円から7万円に引き下げられます。老年者控除は32万円から16万円に縮小されるわけでありです。このため、昨年度対比で前年と収入が同じでも所得割額が増え、国保税が引き上げられる、そういうことに内容的にはなっているにもかかわらず、今回の引き上げとなるわけでありますから、むしろ住民の負担能力に見合う軽減措置こそ必要であります。こういう意見を述べまして、本案件に反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 承認第2号に反対いたします。

まずは、専決したということですがけれども、このことについては私非常に憤っております。議会と町行政は車の両輪やということを町長は絶えずおっしゃっておりました。ところが、専決したということは、議会を完全に無視をしたということです。このことが議員の皆さんにはもう一つ分かっているんじゃないのかなとは思いますが、車の両輪というても、私は前の車と後ろの車の、そ

の左右の両輪が思いよったら、どうもそうではなしに、前と後ろの両輪みたいやね。前の車は走るけど、後ろの車はついてこいっちゃうような、最近そういう車は多いんですけれども、私は両輪や言われたらそういうふうな、へ理屈が分かりませんけれども。当局がやられることは、おっしゃることと出されることが合致しないということに非常に不信感を抱いております。

それから、井上課長の説明によりますと、県下41のうちで17が据え置いております。ということは約4割。たつの市は財政が苦しいからということなんですけれども、太子町は財政は苦しくありません。本会議の答弁の中で、課長は黒字やということまでおっしゃいましたので、なぜ引き上げるのか私には分かりません。

それと、法律に基づいて引き上げたということですが、あたかも、いかにも国の法律が出たから太子町は引き上げないかんのやと、やむを得ず引き上げたというような、そんなニュアンスにとれるわけなんですけども、こら全く詭弁です。そしたら、41のうちの17が据え置いたということは、この町は全部法律に違反しとんですか。そやないでしょう。それぞれの市町において自主的な判断を下したと。したがって、太子町は自主的な判断を下すということについては、何ら法律的に私は問題がないと思います。

以上をもちまして、この専決処分については、私は断固として反対したいと。さらにつけ加えれば、この全員賛成された委員の責任は、私は重大であるということをつけ加えて、反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

9番嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 まず、町民感情として、資料等は大部分見ましたが、全体としては増税

と。増税については、やはり私は反対です。

それと、国保の会計ですが、いろいろとあるかと思いますが、診療報酬の不正は絶対あります。そういうチェックも怠っているとあります。これ絶対証拠もありますから、不正請求という。なら、国保に対して不正請求等の調査とか、そういうふうなことを、私からいえば怠って、ただこちらの増税だけをするということについて、反対いたします。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

続いて、議案第34号太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したが

って、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第35号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 請願第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願

○議長（北川嘉明） 日程第7、請願第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 請願審査報告書を読み上げまして、委員長報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第

1号。付託年月日、平成19年6月6日。件名、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成19年6月11日月曜午前10時から午後5時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数で採択すべきものと決した。(3)措置事項として意見書を提出する。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

日程第8 請願第2号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める請願

○議長（北川嘉明） 日程第8、請願第2号太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の総務常任

委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼します。

請願審査報告書を読み上げ、ご報告いたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第2号。付託年月日、平成19年6月6日。件名、太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成19年6月12日（火）午前10時から午後9時54分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数で採択すべきものと決した。(3)措置事項として意見書を提出する。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

日程第9 意見書案第2号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を求める意見書の提出について

○議長（北川嘉明） 日程第9、意見書案第2号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 福祉文教常任委員会に付託されました意見書案第2号につきまして、発議者6名を代表しまして、意見書案を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を求める意見書案。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。現在多くの都道府県で、児童・生徒の実態に応じ、きめ細かな配慮ができるようにするために少人数教育が実施されているが、保護者や子供たちから大変有益であるのご意見をいただいている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を一層推進することには限界がある。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつある。

一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大、固定化が進んでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP費に占める教育

費の割合や教員1人当たりの児童生徒数に見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育を受ける権利が保障されなければならない。よって、次の事項について、政府、行政庁に対して地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。1、きめの細かい教育の実現のために義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保すること。

2、義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に還元することを含め、制度を堅持すること。

3、学校施設整備費、就学援助、奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む予算を拡充すること。

4、教職員に人材を確保するため、財源を拡充すること。

平成19年6月15日。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長北川嘉明。

以上であります。よろしく願います。

○議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時43分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 意見書案第3号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める意見書

○議長（北川嘉明） 追加日程第1、意見書案第3号太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼します。

意見書案を読み上げ、提案とさせていただきます。

太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める意見書案。

太子苑地権者の会（以下地権者の会という）は、地図混乱地域の問題把握と混乱解消を目的として結成され、同地権者の会への入会署名は、平成19年3月末太子苑地図混乱地区の現住地権者146戸のうちの131戸、約90%に達しています。

地権者の会の願いは、一日も早い地図混乱の解消であり、平成15年4月発足の準備委員会から今日まで、可能な限り調査、研究等の活動をされてきましたが、同地権者の会が実施できる行動範囲には限界があり、最大の地権者である太子町の参加と支援が必要不可欠であると考えます。よって、以下のことについて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。1、太子苑地図混乱地区の問題解決に当たり、太子町も関係地権者の一員として共同して取り組むこと。

2、太子町は、法務局、国、県等の関係行政機関への働きかけを行うこと。

平成19年6月15日。

提出先、太子町長。

兵庫県揖保郡太子町議会議長北川嘉明。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第3号は原案のとおり  
可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書案の取り扱いについては、議長にご一任いただきたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第10 常任委員会等の閉会中の所  
管事務調査及び活動につ  
いて

○議長（北川嘉明） 日程第10、常任委員会  
等の閉会中の所管事務調査及び活動につ  
いてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務  
について、それぞれ委員長より会議規則第  
75条の規定により、お手許に配りました一  
覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し  
出があります。また、議会広報編集委員  
長から太子町議会広報の発行に関する条  
例によって、閉会中の活動の申し出があ  
ります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉  
会中の所管事務調査及び活動とすること  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、各委員長から申し出のと  
おり、閉会中の所管事務調査及び活動  
とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第3回太子町議会定例会（第  
408回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時48分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 閉会に当たりまして、  
一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月5日の招集以来、  
本日までの11日間でしたが、この間  
議員各位には、人事案件、予算関係、  
条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱  
心にご審議を賜り、本日ここに閉会の  
運びに至りましたことは、町勢伸  
展のため、まことに同慶にたえませ  
ん。ここに議員各位のご精励に対し  
深く敬意をあらわすとともに、衷心  
より厚くお礼を申し上げます。

さらに、当局各位の議会審議に寄せ  
られた真摯たる態度に深く敬意を表  
しますとともに、審議の過程で議員  
各位から述べられた意見、要望等  
につきましては、今後の町政執行  
の上に十分反映されますよう強く望  
みます。

さて、梅雨の日々が続いております  
が、これからは日増しに暑さも厳し  
くなってまいります。議員各位には  
この上ともご自愛いただきまして、  
町勢発展のため一層の精励を賜り  
ますようお願い申し上げます。ま  
ことに簡単措辞ではございますが、  
閉会のあいさつとさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成19年第3回  
太子町議会定例会（第408回町議  
会）が閉会されるに当たりまして、  
一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月5日に開会されました今  
期定例町議会におきまして、条例  
案件を始めとする重要案件につ  
いて慎重なご審議を賜り、適切  
にご議決をいただきましたことに  
深く感謝を申し上げます。

ご審議の中で拝聴いたしましたご  
意見、ご指導につきましては、今  
後の行財政運営にでき得る限り  
反映できますよう努力してまい  
ります。

いよいよ暑さもひとしおの毎日  
を迎えますが、議員各位におかれ  
ましては、ご健康に十分ご留意  
いただき、町行政のさらなる振  
興に一層のご理解とご協力を賜  
りますようお願いいたします。

申し上げ、定例町議会の閉会に当たりまして  
のごあいさつとさせていただきます。どうも  
ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 中 島 貞 次

署名 議員 上 山 隆 弘